

令和2年度

第12回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和3年2月12日

湯沢市農業委員会

第12回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和3年2月12日(木)午後2時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後2時02分

閉会 午後3時07分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

| | | | |
|-----|--------|-----|----------------|
| 1番 | 高橋 忠雄 | 11番 | 水戸 義昭 |
| 2番 | 伊藤 秀郎 | 12番 | 姉崎 与志弘 |
| 3番 | 瀬川 等 | 13番 | 佐々木 昇 |
| 4番 | 麻生 良子 | 14番 | 藤谷 清志 |
| 5番 | 佐藤 昇 | 15番 | 由利 幸悦 |
| 6番 | 宮原 正明 | 16番 | 佐藤 栄子 |
| 7番 | 杳澤 弥 | 17番 | 川崎 秀悦 |
| 8番 | 高橋 郁夫 | 18番 | 高橋 敬悦(会長職務代理者) |
| 9番 | 西村 一 | 19番 | 高橋 伸太郎(会長) |
| 10番 | 加藤 エリ子 | | |

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午後2時02分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 高橋 里治 |
| 班 長 | 阿部 武彦 |
| 主 幹 | 高橋 一寿 |

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・報告第11号 第3回運営委員会の報告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 申請取下げ申請

(4) 申請許可状況

(5) 公共事業等に伴う転用の届出

3 議 案

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第58号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による
農用地利用配分計画の案の決定について

議案第59号 令和3年度湯沢市農業委員会事業計画(案)について

議案第60号 要望書(案)について

| | |
|------------|---|
| <p>議 長</p> | <p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 2 時 2 分 委員総数19名中ただいまの出席委員は19名 であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会 いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例に よりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>それでは、15番 由利 幸悦 委員、16番 佐藤 栄子 委員、の両 名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかが でしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 6 件、議案 5 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席 していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨 に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> |

| | |
|-----|---|
| | (質問なしの声あり) |
| 議 長 | それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第11号 第3回運営委員会の報告をお願いします。 |
| | (18番 高橋 敬悦会長職務代理者、挙手) |
| 議 長 | 18番 高橋 敬悦会長職務代理者。 |
| | (第3回運営委員会報告、朗読説明) |
| 議 長 | ただいま、高橋会長職務代理者より報告がありましたが、「フードドライブ活動について」を10番 加藤エリ子委員より、「賃借料情報の提供について」を事務局より説明願います。 |
| 10番 | (「フードドライブ活動について」、説明) |
| | (阿部班長、挙手) |
| 議 長 | 阿部班長。 |
| | (「賃借料情報の提供について」、朗読説明) |
| 議 長 | 報告第11号 第3回運営委員会の報告についてご質問はありませんか。 |
| | (質問なしの声あり) |
| 議 長 | それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。 |
| | (阿部班長、挙手) |
| 議 長 | 阿部班長。 |

| | |
|-------------|--|
| <p>阿部班長</p> | <p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は9件、面積45,864㎡であります。解約理由は、整理番号第68号、73号、74号、75号、76号は借人の都合による、整理番号第69号は借人が怪我をしたため、整理番号第70号は兼業による経営縮小のため、整理番号第71号は第三者に利用権設定するため、整理番号第72号は小作人死亡のためとなっております。</p> <p>次に2 使用貸借契約合意解約通知であります。議案書3ページをご覧ください。使用貸借契約合意解約通知は2件、面積23,705㎡であります。解約理由は、整理番号第11号、12号とも第三者に利用権設定するためとなっております。</p> <p>次に3 申請取下げ(利用集積計画の一部取消し)申請は1件、面積6,132㎡であります。取下げ理由は貸人の都合によるであります。</p> <p>次に4 申請許可状況であります。先月の転用案件は1件で、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかったため1月14日付けで許可しております。</p> <p>次に5 公共事業等に伴う転用の届出であります。土地の所在は横堀字赤塚地内、横堀字上新田地内、横堀字板橋地内、地目は田、面積は7,962.83㎡で、届出の事由は支持物を鉄塔および鉄柱形態に建替えるためであります。説明は以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p> |

| | |
|------|--|
| 議 長 | 阿部班長。 |
| 阿部班長 | <p>(議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和3年2月12日提出。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ここで、議案書5ページの所有権移転申請番号第54号、55号は15番 由利 幸悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは所有権移転申請番号第54号、55号を審議しますので、15番 由利 幸悦 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(15番 由利 幸悦 委員、退席) (午後2時22分)</p> |
| 議 長 | 事務局より説明をお願い致します。 |
| 議 長 | (阿部班長、挙手) |
| 議 長 | 阿部班長。 |
| 阿部班長 | <p>(議案第56号農地法第3条の規定による許可申請所有権移転申請番号第54号、55号について、朗読説明)</p> <p>議案書5ページをご覧ください。所有権移転申請番号第54号、55号は、面積2,250㎡であります。申請事由は、申請番号第54号は兼業による経営縮小のため、申請番号第55号は農業廃止のためであります。2件とも贈与であります。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議 長 | <p>全員挙手。所有権移転申請番号第54号、55号について、申請のとおり許可することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(15番 由利 幸悦 委員、着席) (午後 2 時24分)</p> |
| 議 長 | <p>次に、議案第56号議事参与制限以外の所有権移転について事務局より説明をお願い致します。</p> |
| 阿部班長 | <p>議案書 5 ページから 6 ページをご覧ください。議事参与制限以外の所有権移転は 2 件、面積6,494㎡であります。申請事由は、申請番号第52号、53号とも相手方の要望によるとなっております。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> |
| 3 番 | <p>申請番号第53号の10a 当たりの売買金額は周辺土地の売買金額より高いように感じるが、どのような理由で資料にある金額になったのか。</p> |
| 高橋主幹 | <p>申請土地は譲受人の家の前に位置し、譲受人の希望によりこの価格となったと聞いております。</p> |
| 議 長 | <p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>議長</p> | <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第56号議事参与制限以外の所有権移転について、申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p> |
| <p>議長</p> | <p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p> |
| <p>阿部班長</p> | <p>(議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和3年2月12日提出。</p> <p>議案書8ページから12ページをご覧ください。利用権設定は賃貸借権が17件、面積は133,454㎡であります。新規の設定が13件、再設定が4件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は1件、面積は164㎡で新規の設定であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p> |
| <p>議長</p> | <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>(全員挙手)</p> <p>議長 全員挙手。議案第57号の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。続きまして、所有権移転を審議します。</p> <p>ここで、議案書13ページの所有権移転整理番号第14号、15号は15番 由利 幸悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは所有権移転整理番号第14号、15号を審議しますので、15番 由利 幸悦 委員の退席をお願い致します。</p> |
| | <p>(15番 由利 幸悦 委員、退席) (午後 2 時30分)</p> <p>議長 事務局より説明をお願い致します。</p> |
| | <p>(阿部班長、挙手)</p> <p>議長 阿部班長。</p> |
| 阿部班長 | <p>(議案第57号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画所有権移転整理番号第14号、15号について、朗読説明)</p> <p>議案書13ページをご覧ください。所有権移転整理番号第14号、15号は、面積17,878㎡であります。申請事由はすべて経営拡張のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> |

| | |
|------|---|
| | (全員挙手) |
| 議長 | 全員挙手。所有権移転整理番号第14号、15号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。 |
| | (15番 由利 幸悦 委員、着席) (午後 2 時32分) |
| 議長 | 次に、議案第57号議事参与制限以外の所有権移転について事務局より説明をお願い致します。 |
| | (阿部班長、挙手) |
| 議長 | 阿部班長。 |
| | (議案第57号議事参与制限以外の所有権移転について、朗読説明) |
| 阿部班長 | 議案書13ページをご覧ください。議事参与制限以外の所有権移転は1件、面積は4,044.29㎡です。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。 |
| 議長 | 説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 |
| 2番 | どのような経緯で資料にある売買金額になったのか。 |
| 高橋主幹 | 秋田県農業公社が買い受ける前の元々の所有者と譲受人が協議して決めた金額に、秋田県農業公社の手数料を加えた金額であります。 |
| 議長 | 暫時休憩します。 (午後 2 時39分) |
| 議長 | 再開します。 (午後 2 時48分) |
| 議長 | 他にご質問ありませんか。 |

| | |
|------|---|
| 議 長 | <p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| 議 長 | <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第57号議事参与制限以外の所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。次に、開発事業計画を審議します。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p> |
| 阿部班長 | <p>(議案第57号農業経営基盤強化促進法の開発事業計画について、朗読説明)</p> <p>議案書14ページ、議案付属資料は5ページから10ページをご覧ください。申請地は、三梨町字京政353-1の内、地目は田、面積は252㎡であります。</p> <p>計画は、三梨町字京政353-4に設置したパイプハウスの格納庫が大雪により倒壊したことから、冬場に除雪しやすい県道沿いに新たな格納庫を設置するための計画であります。申請地は、市立三梨小学校から南西へ約1.4km、市立稲庭小学校から北西へ約3.0kmの京政集落内に位置し、東側は道路、西・南・北側は田に隣接しております。農地区分は、農業振興地域内・農用地区域にあります。湯沢市農業振興地域整備計画の土地利用計画変更(農業施設用地)を申請・受理されております。事業内容は、パイプハウスの格納庫162㎡を設置するものです。事業費は、造成整地経費●円、施設・建物建設経費●円、計●円であります。資金計画は全額自己資金で、通帳の写しにより確認しております。被害防除計画は、東側に県道からの乗り入れ通路を築造し、北側は法面保護するものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。計画については、申請土地は農業施設用地として申請中であり、</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>農業経営基盤強化促進法の基本要綱の別紙10の第1の2の(1)から(3)の項目を満たしていることから特に問題はないと判断しております。</p> <p>なお、先に格納庫を設置した京政353-4は農用地に変更する予定であります。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ここで、現地確認結果について、12番 姉崎 与志弘 委員から報告願います。</p> |
| 議 長 | <p>(12番 姉崎 与志弘 委員、挙手)</p> <p>12番 姉崎 与志弘 委員。</p> |
| 12番 | <p>議案第57号の現地確認について報告いたします。</p> <p>1月27日、11番 水戸 義昭 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をまいりました。</p> <p>現地確認時、計画地には積雪がありましたが、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、事前着工はないものと判断し、開発事業計画については特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議 長 | <p>全員挙手。議案第57号の開発事業計画について、計画のとおり決定することといたします。次に、議案第58号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | <p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p> |
| 阿部班長 | <p>(議案第58号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第58号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。令和3年2月12日提出。</p> <p>議案書16ページをご覧ください。配分計画案整理番号第28号は土地の所在は字宝涼107、108、109、110、地目は田、面積は5,671㎡です。</p> <p>移転する者がこれまで耕作していましたが、怪我により耕作できなくなったため、移転を受ける者に利用権を移転するものであります。</p> <p>賃料については総会資料記載のとおりであります。配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>説明が終わりました。質疑を行います。配分計画案について、何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>質問なしの声がありますので、配分計画案について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議 長 | <p>全員挙手。農地中間管理事業の配分計画案を承認することと致します。</p> <p>次に、議案第59号「令和3年度農業委員会事業計画(案)について」を議題とします。案件を、事務局より説明をお願いします。</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p> |
| 阿部班長 | <p>(議案第59号「令和3年度農業委員会事業計画(案)について」、朗読説明)</p> <p>議案第59号「令和3年度農業委員会事業計画(案)について」令和3年度農業委員会事業計画(案)を別紙のとおり定めることについて、同意を要す。令和3年2月12日提出。</p> |
| 議長 | <p>(令和3年度湯沢市農業委員会事業計画(案)を朗読、説明)</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。事業計画の案について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員挙手。議案第59号「令和3年度農業委員会事業計画(案)について」は、同意することと致します。次に、議案第60号「要望書(案)について」を議題とします。案件を、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p> |
| 阿部班長 | <p>(議案第60号「要望書(案)について」、朗読説明)</p> <p>議案第60号「要望書(案)について」要望書を別紙案のとおり提出することについて同意を求める。令和3年2月12日提出。</p> <p>議案書23ページから24ページをご覧ください。豪雪による農業被害に対する支援について、市に要望書を提出するものです。要望書(案)を</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>朗読し、説明、提案とさせていただきます。</p> <p>(要望書(案)を朗読説明)</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。要望書(案)について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>全員挙手。議案第60号「要望書(案)について」は、同意することとし、市長へ提出することと致します。</p> <p>これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後3時7分終了)</p> |

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和3年2月12日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 15番 由利 幸悦 

署名委員 16番 佐藤 栄 